



全駐労第472号  
2022年5月11日

立憲民主党  
代表 泉健太様

全駐留軍労働組合  
中央執行委員長 紺谷智弘



## 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する要請

日頃より、在日米軍基地で働く駐留軍等労働者の雇用・労働政策にご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、2023年5月16日で有効期限を迎えます。ご承知の通り、駐留軍雇用は米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定な状況に置かれています。特に、在日米軍再編に伴う雇用問題が懸念される中にあって、駐留軍等労働者の離職者対策は、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく対策が不可欠であります。

関係各位のご尽力によって、駐労雇用は比較的に安定した雇用状況が続いています。しかし、日米両政府は「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、駐留軍等労働者の雇用への影響が避けられない情勢にあることから、状況如何によっては、駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も想定されます。

ご承知のとおり、全国的な雇用情勢は、完全失業率2%後半台で推移しておりますが、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延に加えて、ロシアのウクライナ侵攻が経済にもたらす影響が雇用にも波及することが懸念されます。とりわけ米軍基地が集中している沖縄をはじめ、米軍基地が所在する市町村の雇用情勢は悪く、また、駐留軍等労働者の大多数は中途採用者で平均年齢も47.7歳と高く、職種は細分化されていることから離職を余儀なくされた場合には融通性に乏しく再就職は非常に厳しい状況にあり、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍等関係離職者の再就職・自活の道は容易ではありません。

つきましては、駐留軍労働へのご理解と駐留軍関係離職者等臨時措置法の必要性をご賢察の上、同法の再延長にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

# 臨措法再延長の取り組み

## 2022年（2017年に準じたスケジュール予定）

1958年（昭和33年）議員立法で成立・・・・同年5月17日公布  
※ 5年後の1963年に1回目の延長、以後、2018年まで12回の延長を実現させた。  
今回13回目の延長を求めることになる。

2022年	
4月28日	防衛大臣に臨措法の延長を文書申し入れ（岡地方協力局長）
5月11日	立憲民主党に法延長の協力要請（泉代表）
5月12日	厚生労働大臣に臨措法延長文書要請（職業安定局雇用開発企画課） 連合に法延長の協力要請（安永副事務局長、富高総合政策推進局長）
5月中下旬	国民民主党に法延長の協力要請
春の段階	関係自治体、地方議会、離対協における関係機関への意見書・要望書等採択・提出の協力要請行動の実施、（前回は50件の意見書・要望書が政府・関係省庁・機関に提出されている。）
6月～8月	中央離対協関係省庁担当者会議（現状報告、延長の可否を確認） ↓ (法延長が必要とされた場合) ↓
8月末	臨措法延長に必要な2023年度概算要求（特別給付金、就職促進手当等）
秋の段階	労働政策審議会職業安定分科会「雇用対策基本問題部会」で、臨措法延長の法改正について審議、→ 職業安定分科会に報告 ↓ (法延長が了承された場合) ↓
	<b>2023年（2018年に準じたスケジュール予定）</b>

1月頃	中央離対協幹事会で臨措法延長の最終決定 ↓
	労働政策審議会職業安定分科会臨措法延長の法案要綱を諮問 → 答申
2月頃	臨措法延長法案の閣議決定 ↓
	通常国会に法案提出
3月	法案審議前に厚生労働委員会野党側委員、駐労議連・各国対委員長等へ協力要請行動
4月	衆議院厚生労働委員会審議 → 衆議院本会議採決 ↓
	参議院厚生労働委員会審議 → 参議院本会議採決